

工場等の立地を  
お考えのみなさま **工業施設対象**

**優遇税制**

**対象事業者** 奈良県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者

要件	優遇制度	適用期間
県又は国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）	<b>固定資産税の課税免除</b> ( 家屋、構築物及びその敷地に 賦課される固定資産税 )	<b>3年度分</b>

**奨励金**

**対象事業者** 製造業、道路貨物運送業、倉庫業の施設を新たに設置または拡充する事業者

■ 交付内容

奨励措置	交付内容
企業立地奨励金	投下固定資産税相当額の <b>1/2</b> 期間： <b>5年</b> 度分
雇用促進奨励金	町内居住者を1年以上雇用した場合、従業員区分ごとに1人につき次に掲げる額を支給(限度額 <b>500万円</b> ) ■ 常用雇用者 <b>30万円</b> ■ 準常用雇用者 <b>20万円</b> (10名まで) ■ 短時間労働者 <b>10万円</b> (10名まで)
埋蔵文化財発掘奨励金	発掘調査に要した費用(限度額 <b>500万円</b> )
治水対策奨励金	規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1立方メートルあたりに5万円を乗じて得た額(限度額 <b>300万円</b> )
給水装置設置奨励金	加入金の納付額の <b>1/2</b>
環境施設奨励金	太陽光発電施設の設置に要した費用の <b>1/2</b> (限度額 <b>300万円</b> )
緑地保全奨励金	規定する緑地面積を超えたとき、超えた面積1平方メートルあたりに1千円を乗じて得た額(限度額 <b>50万円</b> )
企業立地奨励品交付奨励金 <sup>※1</sup>	営業用自動車1台(本体と付属品)の購入に要した費用(限度額 <b>200万円</b> )

■ 要件等

指定地域	町内の準工業地域、市街化調整区域(法令等により事業所の設置が認められる場合に限る)
------	---

要件	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 新設の場合</b> 敷地面積が900m<sup>2</sup>以上かつ、延床面積が400m<sup>2</sup>以上</li> <li><b>増設の場合</b> 拡充(延床面積が10%以上増加) 全部建替え及び指定地域内に移転(延床面積が増加) ※既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること</li> <li><b>2</b> 投下固定資産総額が1億円以上</li> <li><b>3</b> 常用雇用者が3人以上</li> <li><b>4</b> 周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること</li> <li><b>5</b> 暴力団関係者に該当しないこと</li> </ol>
	<sup>※1</sup> 企業立地奨励品交付奨励金に関しては、上記の要件に加えて以下の要件に該当する必要があります 1. 新設かつ本社機能の移転であること    2. 工場立地法に基づく特定工場に該当すること 3. 投下固定資産総額が3億円以上        4. 常用雇用者が10人以上